

第13回 大垣市都市計画景観審議会議事録  
(平成28年11月4日)



## 第13回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第13回大垣市都市計画景観審議会を、平成28年11月4日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

### 議 題

- 1 大垣市都市計画マスタープランの策定について
- 2 大垣市立地適正化計画の策定について
- 3 大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

石原会長、車戸副会長、坂委員、溝口委員、横幕委員、高橋委員、  
岩井哲二委員、田中孝典委員、空委員、中田委員、冠者委員、  
木内委員、宗宮委員（代理出席：交通第一課長 谷口淳）、  
神谷委員、岡田委員、馬淵委員

欠席委員

岩井豊太郎委員、小松委員、高木委員、田中久志委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	關 琢磨
都市施設課長	廣瀬 勝典
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	平野 暁
都市施設課主幹	佐原 利孝
都市施設課主幹	佐久間 秀

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	臼井 俊介
都市計画課主事	藤井 啓人

(開会時刻 午後1時00分)

事務局  
(都市計画課長)

皆様、こんにちは。  
お時間となりましたので、ただいまから第13回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。議事に入っていただくまでの間、進行させていただきます都市計画課長の關と申します。よろしくお願いいたします。

本日は岩井豊太郎委員、小松委員、高木委員、田中久志委員がご都合によりご欠席でございます。

また、大垣警察署の宗宮委員はご欠席でございますが、交通第一課長の谷口様に代理でご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

委員さん2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、田中都市計画部長より、ご挨拶を申し上げます。

事務局  
(都市計画部長)

改めまして、皆さん、こんにちは。  
前回の審議会に続きまして、本日また、ご審議をお願いしたいと存じます。

今回は、大垣市都市計画マスタープラン、大垣市はじめてのマスタープランと、立地適正化計画について諮問をさせていただきました。また、報告事項ということで、都市計画道路の見直しにあたっての基本方針を報告させていただきました。

都市計画道路の見直しにあたっての基本方針については、今日、改めて諮問をさせていただきますので、この3つの計画について、ご審議をお願いしたいと存じます。

今日ご審議いただきまして、そういった意見を反映して、それを修正したものを、今後、12月議会の方で報告をいたしまして、また、市民の方からご意見をいただくということで、パブリックコメントを実施していきたいと思っております。

策定に至るまで、これからはばらくございますから、引き続き皆様のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっておりますので、石原会長様、進行の方をよろしくお願いいたします。

石原会長

皆様、こんにちは。お忙しい中、ご苦勞様でございます。それでは、座って議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、空委員様と、冠者委員様にお願いしたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議会につきまして、傍聴希望者は0名ということでございますので、ご報告させていただきます。

では、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の議案は3件でございます。いずれの議案につきましても、本日の審議会では答申という形ではなく、継続審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、本日は事前にご提出していただきましたご意見・ご質問に対して、事務局から回答していただき、その後、委員の皆様からご意見をいただく予定でございます。

それでは、平成28年10月3日付け28都第230号で諮問がございました「大垣市都市計画マスタープランの策定について」と、28都第230号の2で諮問がございました「大垣市立地適正化計画の策定について」は、ご意見・ご質問の内容が関連しておりますので、あわせて回答をお願いし、後ほど各議案についてご意見をいただきたいと存じます。

それでは事務局から回答の説明をお願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

それでは、座ったままでご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

第1号議案の「大垣市都市計画マスタープランの策定について」及び第2号議案の「大垣市立地適正化計画の策定について」のご意見・ご質問について、お手元に「ご意見・ご質問に対する回答書」というものと、その後ろに資料1から資料4までがついた資料をお配りしてあると思います。それと、マスタープランの方は、本編をもとに、こちらの方とあわせて順番に説明をさせていただきたいと思います。

いただいた意見を踏まえまして、大垣市都市計画マスタープランの内容を一部修正いたしておりますので、これらについてご説明をさせていただきます。

回答の資料の中に、修正部分を朱書きにしておりますので、参考にしながら見ていただきたいと思います。

まず、都市計画マスタープラン本編の21ページをご覧くださいと思います。

最初に、岩井哲二委員さんから、「都市づくりに向けた主要課題」として、「大垣市が力を入れている文教と子育てに関する課題を追加

してはどうか」というご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、資料1の方で修正を加えておりますので、資料の1をご覧ください。

表紙をめくっていただいて、下にページ番号8とございますが、「計画区域の特徴」という中で、「③文教のまちとして発展した都市」の項目を追加して、古くから文教のまちとして発展してきた経緯などを記載しております。

また、21ページにある「都市づくりに向けた主要課題」において、「本市の特徴」や「市民の都市に対する評価及び要望」に文教や子育てに関する記載を追加した上で、課題1を「豊かな自然や美しい景観の維持・活用と文教のまちの継承」、課題4を「安心して子育てや日々の暮らしができる安全な住環境づくり」と修正しております。

この修正に伴いまして、関連する部分に関しても修正をしております。下に22ページ、23ページとなっているものでございますが、主要課題の内容に、「文教のまちとして教育環境の整備を進めていく必要がある」ことや、「安心して子育てできる環境の形成が求められる」ことなどを追加して記載をしております。

さらに、70ページの地域別構想では、「将来地域像と整備方針」として、スイトピアセンターを中心とした文教環境の維持・更新を図ることとしております。

続きまして、坂委員さんからのご意見についてご報告をさせていただきます。マスタープラン本編では34ページになります。

「継承すべき都市構造」について、最終行の文章を「歴史文化軸として認識し、その景観を活用していくことが望ましい」と記載するなど、「景観」という言葉を多く使っていただくのはどうかとのご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、資料の2のとおり修正を加えましたので、資料の2をご覧ください。

34ページとなっておりますが、下から2行目のところの文章を、「これらは都市の母体であり、歴史文化資産や本市特有の景観として継承していく」という形に修正をしております。

次に、本編では43ページになりますが、これも坂委員さんから「主要用途の配置方針」における市街地外の区分について、「大垣市は河川に囲まれた地区であることを踏まえ、農業地区、森林地区に加えて、水辺地区というものを入れてはどうか」というご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、資料の2の中で、39ページの部分に

なりますが、若干修正を加えています。

大垣市では、水門川のように市街地の内外を流れる河川もあることから、「市街地外」における区分に「水辺地区」を追加するというのではなく、⑥にあります「自然環境、営農環境との調和」の中に、「市街地内外を流れる大小の河川及び輪中堤は、本市の自然環境軸となるものであり、治水安全度の向上とともに、憩いと安らぎを得るため、周辺の景観との調和に配慮しつつ、水辺環境の保全・活用を図ります。」として、周辺景観との調和や水辺環境の保全・活用を追加して記載させていただきました。

次に、本編85ページになりますが、こちらの方をご覧ください。

この中で、岩井哲二委員さんからの意見として、西部地域の将来地域像について、「大垣西インターチェンジ周辺地区は、物流等を誘導しつつ、自然を育成した公園を配置するなど、大垣の西玄関口としてふさわしい整備を検討してはどうか」というご意見をいただきました。

このご意見を踏まえまして、資料の3で部分的に修正を加えております。資料の3の方をご覧くださいと思います。

84ページの部分になりますが、「①土地利用の整備方針」の1番目の行でございます。「大垣西インターチェンジ周辺地区は、計画的な基盤整備を進め、周辺の自然環境や景観との調和を図りつつ、高速交通体系等の充実による利便性を活かした工業・流通業務等の土地利用の誘導を図ります。」と修正をさせていただいております。

次に、横幕委員さんの方からいただいたご意見についてですが、本編では73ページになります。

中央地域の将来地域像について、「中心市街地活性化のため、JR東海道本線の高架化を検討できないか」というご意見をいただきました。

JR東海道本線の高架化につきましては、過去に調査検討を行っておりまして、平成9年度の市議会の中で、大垣駅には電車区や樽見鉄道等がありまして、財政問題や鉄道機能上から実現は非常に難しいという報告がなされております。

現在も、状況に大きな変化はないことから、今回の都市計画マスタープランでの位置づけはしないものということで考えております。

続きまして、岡田委員さんから2点ご質問がございました。

1点目は、「産業誘導ゾーンにおける市街化区域の新規編入や大規模な工業団地の新設、地区計画の予定等はあるのかどうか」というご質問でございます。

こちらにつきましては、本編38ページの中で、「③戦略的土地利用の推進」という部分で記載しておりますが、インターチェンジ周辺地区などの戦略的な土地利用転換が必要であるとした地区については、地区計画や土地区画整理事業を念頭に置いた土地利用の推進を図ることとしております。

また、本編で81ページ、あるいは85ページの地域別の将来地域像で、工業系の土地利用誘導を図る区域につきましては、大まかな位置を紫色の点線で囲って示しております。

マスタープランの中に記載しております内容は、方針や目標でございますので、現在のところ具体的な整備手法がまだ決定しているわけではございません。

また、今後、方向性あるいは具体的な事業等が出てまいりましたら、ご報告をさせていただきながら進めていくということになると思えます。

もう1点、「人口の減少に伴いまして、空き家、空き地、あるいは耕作放棄地などが増加すると想定される中、市の対応だけでは限界があると思えます。民間活用の考えはありますか」というご質問をいただきました。

こちらにつきましては、今後、立地適正化計画の策定の中で、住宅や都市機能の誘導施策を検討していく必要がございますので、その一環として、民間との連携ということについても検討していきたいと考えております。

最後ですが、行政内の内部調整によりまして修正した内容について、ご報告をさせていただきます。

本編の81ページになりますが、南部地域の将来地域像の中で少し変更がございます。これにつきましては、資料の4で修正部分を示させていただきましたので、資料の4の方をご覧いただきたいと思えます。

本編でいいますと80ページに記載しておりますとおり、外瀬地区は、既存工業地隣接地であり、大垣環状線に近接する交通の利便性を活かした工業系土地利用のポテンシャルを持っているため、工業系土地利用誘導を図る地域に追加をして位置づけをいたしました。

以上、4つの資料でご報告をさせていただきましたとおり、大垣市都市計画マスタープラン（案）及び大垣市立地適正化計画まちづくり方針（案）に関するご意見・ご質問の回答と修正案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、はじめに第1号議案の「大垣市都市計画マスタープランの策定について」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局

(都市計画部長)

1点だけ。

石原会長

はい。どうぞ。

事務局

(都市計画部長)

補足させてください。

今、課長が、ご意見に対する回答を説明しましたが、岡田委員さんの方から、大規模な工業団地としての地区計画の予定等がございますかとのご意見がありました。

これについては、今、具体的なプランはないのですが、今回、このマスタープランを作るにあたっての大きな理由としては、今後、工業系、物流系とかそういった業務系の土地利用を図るにあたり、市街化区域内の農地、未利用地になっている農地がほとんどありませんので、先ほど課長が説明しましたとおり、例えば、既存の市街化区域の工業団地という地区で、隣接している農地を将来的に土地利用できるように、あらかじめ大垣市のマスタープランの方で位置づけをしておかないと、今後、工業系・業務系の土地利用ができない。これは、岐阜県との協議においても、そういった意見がありましたので、今回、全体構想並びに地域別構想の中で、具体的なプランはないのですが、将来的に土地利用を図れるように誘導していきたいと、そういった思いで位置づけをしております。

逆に、そういうものがないと、県都市計画サイドは理解していただいていると思いますが、今後、農地を除外するという、これは農政サイドとの協議になりますが、そのハードルが高いものですから、その理由づけとして、市のマスタープランの中にそういった位置づけをしているとなると、かなり大きな説明するにあたっての理由になりますので、是非、将来の候補地として、位置づけしていきたいということで、今回、全体構想なり、地域別構想の中に位置付けをしております。

具体的に、こういった企業が進出されるということはないのですが、将来的に土地利用が図れるように、誘導できるようにしていきたいという意図で、今回、このマスタープランにも位置づけしていきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

石原会長

ただいま、田中部長様から補足説明がございましたけれども、それも含めまして、何かご質問等ございましたら、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ご発言も無いようですので、続きまして、第2号議案の「大垣市立地適正化計画の策定について」につきまして、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願ひいたします。

いかがでしょうか。

特に、事前にご意見を賜りました委員の皆さま方、何かご発言ありましたら、よろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

では、ご発言も無いようですので、続きまして、第3号議案といたしまして、平成28年10月19日付け28都第263号で諮問のございました、「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について」を議題といたしたいと思えます。事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局

(都市施設課長)

都市施設課長の廣瀬です。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明の方をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第3号議案「大垣市都市計画道路の見直し基本方針の策定について」説明させていただきます。前回の都市計画景観審議会において、ご報告させていただいておりますので、本日は要点のみをご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

恐れ入りますが、6ページの整備状況図及び13ページの見直し対象区間において、26番の大垣一宮線を修正しておりますので、本日配布させていただきました。お手元の方に、6ページの整備状況図と13ページの見直し対象区間における修正図があるかと思えますので、一度確認していただきたいと思えます。

それでは、お手元の資料、「大垣市都市計画道路の見直し基本方針(案)」をご覧ください。

はじめに、基本方針策定の目的でございますが、都市計画道路は、計画決定から何十年も経過しているものの、未だ整備が進んでいない路線があり、平成28年3月31日現在の都市計画道路の整備状況は、約67%にとどまっており、建築制限を行っております。

また、近年では人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、社会経済情勢が大きく変化しております。

このような状況の中、人口減少・成熟型社会に合った都市計画道路網を形成するため、見直し基本方針を策定するものでございます。

1 ページから 11 ページにつきましては、都市計画道路の概要を示しております。

12 ページには、見直しの基本的な考え方を示していますが、国や県の考え方を踏まえつつ、現在、策定を進めております「大垣市都市計画マスタープラン」、「大垣市立地適正化計画」との整合を図る予定でございます。

次に、修正した図面の 13 ページの方をご覧ください。

見直し路線としましては、市内全 38 路線の内、東海環状自動車道を除く、図面に赤色で着色しております 24 路線を対象とします。

さらに、24 路線には部分的に整備済み区間もありますので、整備状況や交通量が大きく変化する交差点などで、路線を 65 区間に分割して検証する予定です。

14 ページの「整備方針の判断手法」をご覧ください。

(1) 必要性の検証、(2) 代替性の検証、(3) 妥当性の検証を順に行い、(4) 整備方針(仮)とし、各区間を「計画存続候補」、「計画変更候補」、「計画廃止候補」に区分いたします。

その結果をもとに、再度、道路網を設定した上で、(5) 再編道路網検証として、計画廃止等にもなう道路網への影響を検証いたします。

その影響を確認した後、最終的に「計画存続候補」、「計画変更候補」、「計画廃止候補」を決定します。

見直し基本方針の策定後は、判定結果にもとづき、関係地域住民への説明会などを開催し、理解が得られた区間から、順次、都市計画変更の手続きを進めたいと考えております。

以上で第3号議案の説明を終わらせていただきます。

なお、委員の皆様からは、事前のご意見やご質問はございませんでしたので、ここにご報告させていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からのご説明がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

再度お尋ねします。よろしいでしょうか。

溝口委員

1点だけよろしいでしょうか。

石原会長

はい。どうぞ。

溝口委員

1号議案に関してですが、外渕地区は水屋が結構建っておりまして、文化的景観の方でも一度調査が入った地区がございます。たぶんその辺りを教育委員会さんの方が調査して、資料を持っていらっしゃると思います。そのエリアで何軒か、水屋もかなり濃密に残っているところがありますので、その辺りと今日お示していただいた工業系土地利用誘導を図る地区との整合性を、見たところではたぶんよけているような感じがあるのですが、調整を是非図っていただきたい。大きく全体の計画を、今回のプランを阻害するような話ではないと思いますが、重要な景観が残っておりますので、そことの整合性を図っていただきたいと思います。

石原会長

いかがでしょうか。  
事務局の方から何か。

事務局  
(都市計画部長)

先ほど坂委員さんからもご意見いただきました景観については、将来的に業務系・流通系で土地利用を図りたいエリアについては、当然、そういった歴史的な貴重な建物があるので、十分配慮して、景観とも調和した形での土地利用を図っていきたいと思っておりますし、貴重なご意見だとうかがいまして、十分慎重にしていきたいと思っております。  
以上でございます。

石原会長

よろしいでしょうか。

溝口委員

はい。よろしく願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。  
では、本日の3件の議案につきましては、次回の審議会において継続審議とさせていただきますので、よろしく願いいたします。  
本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から、連絡事項があるとのことですので、ご報告よろしく願いいたします。

事務局  
(都市計画課長)

本日の審議の中で修正を加えさせていただきました部分につきましては、修正した上で、これからの予定といたしまして、12月議会でご報告をさせていただきます。12月の中旬から1月中旬にかけてパブリックコメントを実施してまいります予定でございます。

パブリックコメントの中では、市民の皆さまに計画を分かりやすくお伝えできるように、マスタープラン並びに立地適正化計画のまちづくり方針案、これらの本編に加えて、それぞれ概要版も提示をさせていただきます。参考までに、概要版の方は、お手元にも配布をさせていただきます。参考までに、概要版の方は、お手元にも配布をさせていただきます。また後ほどご覧をいただきたいと存じます。

パブリックコメントの結果につきましては、次回の審議会でご報告をさせていただきます。

最後に、次回の第14回の審議会ですが、「大垣市都市計画マスタープランの策定について」、「大垣市立地適正化計画の策定について」、「大垣市都市計画道路の見直し基本方針について」の3件を議案といたしまして、来年2月に開催をする予定でございます。

マスタープランと都市計画道路の見直し基本方針につきましては、第14回の審議会にてご答申をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

連絡事項は、以上でございます。

石原会長

はい。ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして閉会といたしたいと存じます。ありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時35分)